速　報

議会議員は30人の定数特例が承認される。

3月24日に開催された第15回合併協議会で、次のとおり議員の定数及び任期の取扱いが承認されました。

①地方自治法に規定する新市の議会議員の（特例後の）定数は、26人とする。

②合併特例法の規定（定数特例）を適用し、設置選挙による議会議員の定数は、30人とする。（選挙区は設置しない。）

③議会議員の報酬は、合併協議会会長が１市３町の委員からなる合同の報酬審議会等に諮り、合併時に調整する。

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協定調印式が４月２日（金）10時30分からルネッサながとで行われます。

長門市・三隅町・日置町・油谷町の首長が45の合併協定項目及びその内容が記入された「合併協定書」に、署名・押印を行います。

定項目9）▼都市計画税の取扱いの主なものは、①税率、納期及び賦課徴収については、長門市の例による。②納税義務者は、都市計画区域のうち、新市の都市計画税課税区域として定める区域内に所在する土地及び家屋の所有者とする。③課税区域は、仙崎（青海島を除く）、東深川、西深川（境川、開作を除く）、深川湯本（山小根、柿ノ木原を除く）④都市計画税の使途は明確にする。

議案第69号■『障害者福祉事業』について（協定項目24－9）▼県の補助事業について、特別障害者手当等、支援費（施設訓練等支援費）、更生医療給付、更生訓練費給付、身体障害者（児）補装具給付事業については、長門市の例により合併時に調整する。重度身体障害者（児）日常生活用具給付については、長門市の例により合併時に調整する。▼市町の単独事業について、①重度心身障害者（児）福祉手当は、新市に移行後速やかに調整する。②福祉タクシー助成事業については、長門市の例（利用限度は原則として年間48回）を基本として合併時に調整する。

議案第70号■『社会福祉事業』について（協定項目24－10）▼社会福祉事業の取扱いについて、①民生児童委員協議会については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、連合体としての組織については、新市に移行後速やかに設置する。②民生委員・児童委員活動助成事業（個人）については、合併時に調整③生活保護事業については、長門市の例により合併時に調整する④日本赤十字関係事務については、長門市の例により合併時に調整する。⑤戦没者追悼式については、合併時に調整する。⑥社会福祉協議会については、合併時に統合する。

議案第71号■『児童福祉事業』について（協定項目24－12）▼児童福祉事業の取扱いについて、①保育所の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。開所時間については、当分の間現行のとおりとし随時調整する。②保育料については、国の階層区分及び年齢区分に合わせ、その区分により合併時に統一することとし、新市に移行後財政状況等を勘案し調整する。③児童扶養手当については、長門市の例により合併時に調整する。

※福祉関連事業を「長門市の例により合併時に調整」とする主な理由

…現長門市には福祉事務所がありますが、現大津郡地域は県の福祉事務所が所管しています。新市に移行後は、県から業務が移管されるので、新市として一元的に福祉行政を行うことになります。

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会の資料と会議録が閲覧できます！

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会の資料と会議録が役場企画課、宇津賀・向津具両支所、中央公民館で閲覧できます。誰でも閲覧できますので、どうぞご活用ください。

利用しませんか？市町村合併出前講座

町では、各種会合に職員が出向いて、合併協議会の協議内容や結果について説明しています。どうぞお気軽にお申し出下さい。

市町村合併に関するお問い合わせは、役場企画課（☎32－1111内線221）へ